

平成 27 年度政務調査費収支報告書

会派名 信州さきがけ
代表者 今井正子

1. 調査研究費 774,060 円
主な現地視察調査・県政報告会等の会派調査研究内容は、活動報告書の通り。
他会派との合同視察・政務活動の為の勉強会・会議や会派控室等での調査研究も調査研究費で計上。
2. 研修費 4,500 円
主な研修内容は、活動報告書の通り。
3. 広聴広報費 700,313 円
会派の活動を伝える為のホームページ作成・更新
県政報告のための県議会便りの作成・発行・郵送・写真・パネルの作成等。
4. 要請陳情活動費 0 円
5. 会議費 0 円
6. 資料作成費 30,371 円
各種調査・研修・県政報告会用の用紙等の印刷費等を計上。
7. 資料購入費 117,367 円
政務活動・情報収集・政策立案に必要な図書・新聞等の購入。
8. 事務費 296,686 円
コピー機・電話・FAX・事務用品費他。本部(会派室)は全額としたが、
住民監査請求の指摘を受けた為該当すると思われるものは半額とした。
北佐久・佐久支部事務所は必要に応じて按分した。
*事務所借用料・水道・ガス・電気代等光熱費は入れない。
*県政報告の郵送料は、別の郵便物を含んでいるものは半額とした。
9. 人件費 1,679,500 円
政務活動に関わる会派本部兼控室事務局の人件費。2人分(5分の4・5分の1)
政務活動に関わる補助員の人件費。

平成 27 年度 信州さきがけ総合計 3,602,797 円

平成27年度政務活動報告書

会派名 信州さきがけ

<会派基本理念・活動方針>

「信州さきがけ」は、8年間常に「県民目線」「現場主義」を貫いてきた「トライアル信州」の理念を継続しています。自然豊かな信州信濃の歴史や文化、風土を大切にし、新たな改革にトライする会派として、県民との「対話」「現場主義」を活動の基本に、「情報公開」「説明責任」「住民参加」の視点から県政をチェックしていくと共に、県民と同じ目線に立ち、連携・協働による政策形成を実現し、県民満足度の高い政策提言を今まで通り積極的に行っています。そして開かれた、信頼ある県政・議会構築のため、既存の制度や慣例にとらわれず、改革に果敢に迅速に取り組んでまいります。

3・11,12の大災害による原子力発電所の事故は、今までの日本人の進んできた経済や効率中心の生活や生き方を大きく反省させ、また、日本社会そのものの構造や政治・政策決定方法の大きな変革が早急に必要となっています。「脱原発」を基本に、新しいエネルギー政策への転換や生活スタイルの見直しはもちろんですが、国の原子力依存体質をつくりあげてきた政治体質そのものこそ、沖縄の基地問題と同様、根本から改革すべきです。

しかし、現状は原子力発電所が再稼働されオスプレイが日本上空を飛ぶという有様です。

又3月17・18日の福島県をはじめ、茨城、宮城県、岩手県を繰り返し支援物資をもちながら現地視察する中で、国主導の合併が地域の行政、絆にどのような影響を及ぼすのかも目のあたりにしました。国の道州制導入を視野に入れた地方行政のスリム化は一步間違えば歴史や文化、地方に根付く人々の絆を断ち切ってしまう危険性を抱えています。しかも合併した市町村を見直す間もなく、国の中央政権的な道州制議論は地方主権を後退させるものです。

現在国の唱える「地方創生」も「地域再生」で有り、中山間地の多い長野県にとって都市型などの国一律のものであってはならないと思います。

とはいえ人口減少社会の中で 国も地方も待ったなしの改革が求められています。新たな国のあり方や地域のあり方などが子供を含む生活者の視点で問われるべきです。地域の声を県政に、そして県民の声を国政に、と地方から声を挙げて国を変えていく時代がきています。

社会にどのような大きな流れが生じようとも、その改革の原点は一人ひとりの生活や声に依拠することであり、それなくして県民の政治や行政への信頼を回復することはできません。

12年間私利私欲のない改革への信念と行動力をもって、地域の代弁者として「対話と現場主義」を信条とし、211万人の県民と共に、活力にあふれ、地域を担う子ども達の未来に夢を託せる平和で優しく温かい長野県を目指し責務を遂行してきました。

「信州さきがけ」は、次代を担う子ども達のために自然豊かな信州で生活する人々の「いのちと暮らしと平和」を守り、格差と競争が同時に進む現代社会のなかで「豊かな信州」「温かな信州」「元気の出る信州」の持続可能な長野県政を県民協働で築きます。

また、国政に向けても国民主権・地方自治を守るため地方から強く、憲法九条を基に、「不戦」を訴え、核廃絶の声を挙げ、教育県長野・農林業立県長野の県議会議員として、調査研究・政策提言・情報公開等を行っていく所存です。

<平成27年度政務活動費の基本的考え方>

政務活動費は、議員が調査研究活動等を行う為に必要な経費の一部として、議会における会派に対して交付されるものであり、政務活動費のより厳正な取り扱いをする為に制定された「政務活動費マニュアル」を指針とし、調査研究活動等に充当した。又、政務活動費の支出の適用において、以下の事項を申し合わせた。

- (1) 飲食を伴う総会・研修・会議における会費は原則として計上しない。
- (2) 各支部の事務所経費のうち、水道光熱費・電気代は個人負担し計上しない。
- (3) 事務所費は個人負担とする。
- (4) 人件費は本部(県庁)に常駐事務職員を置く余裕のない事から 北佐久・佐久支部に本部業務を半分置き、支部で会派の政務調査活動と共に行う。

*平成27年度政務活動収支報告書は、県政報告書作成等の広報活動や調査研究等に費やした経費が大幅に超過するため、交付された政務活動費に対する不足分は人件費より減額計上した。